



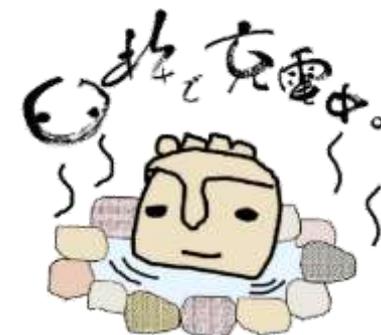
令和3年11月16日(火)

令和3年度第2回 九州厚生局
地域共生社会の実現に向けた自治体等研修

コロナ禍における 「全世代型的生活支援」について

臼杵市高齢者支援課

地域共生担当 石井 義恭



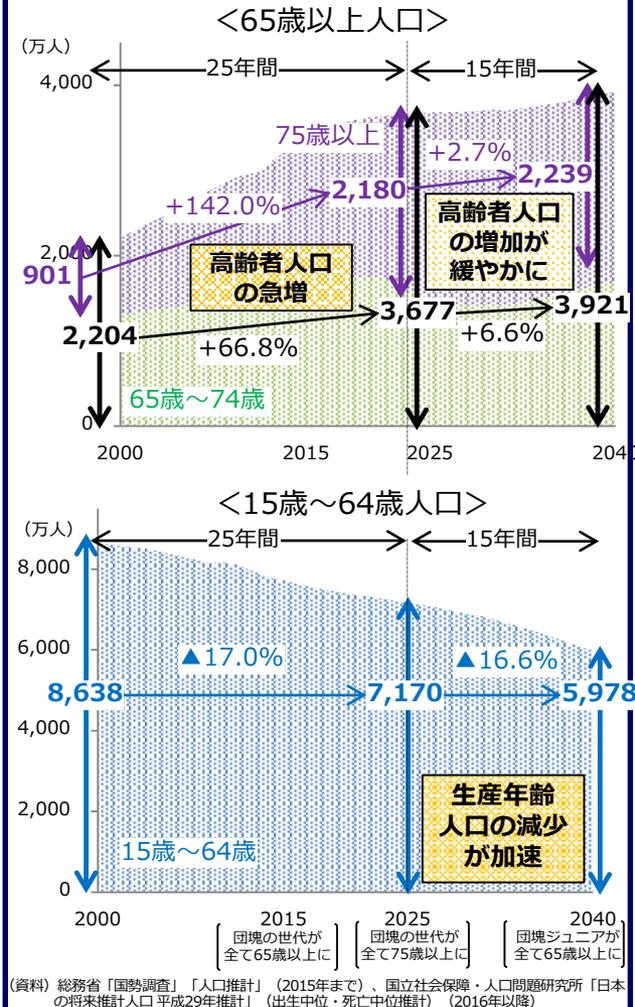
2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

平成30年4月12日経済財政諮問会議
厚生労働大臣提出資料(抄)

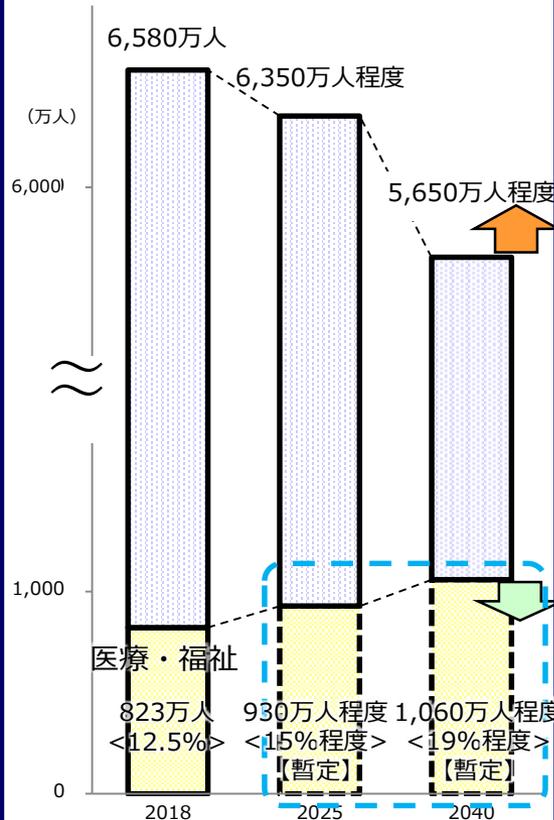
人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。

《2040年までの人口構造の変化》



《就業者数の推移》



(資料) 就業者数については、2018年は内閣府「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、2025年以降は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成27年労働力需給の推計」の性・年齢別の就業率と国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口平成29年推計」(出生中位・死亡中位推計)を用いて機械的に算出。医療・福祉の就業者数は、医療・介護サービスの年齢別の利用状況(2025年)をもとに、人口構造の変化を加味して求めた将来の医療・介護サービスの需要から厚生労働省において推計(暫定値)。

国民的な議論の下、

- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

《新たな局面に対応した政策課題》

1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上
⇒ 高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。

2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保
⇒ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性^{*}の向上を目指す。

- ※ サービス産出に要するマンパワー投入量。
- ※ 医療分野：ICT、AI、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが5%程度(「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果から抽出)
- ※ 介護分野：特別養護老人ホームでは、平均では入所者2人に対し介護職員等が1人程度の配置となっているが、ICT等の活用により2.7人に対し1人程度の配置で運営を行っている施設あり。

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

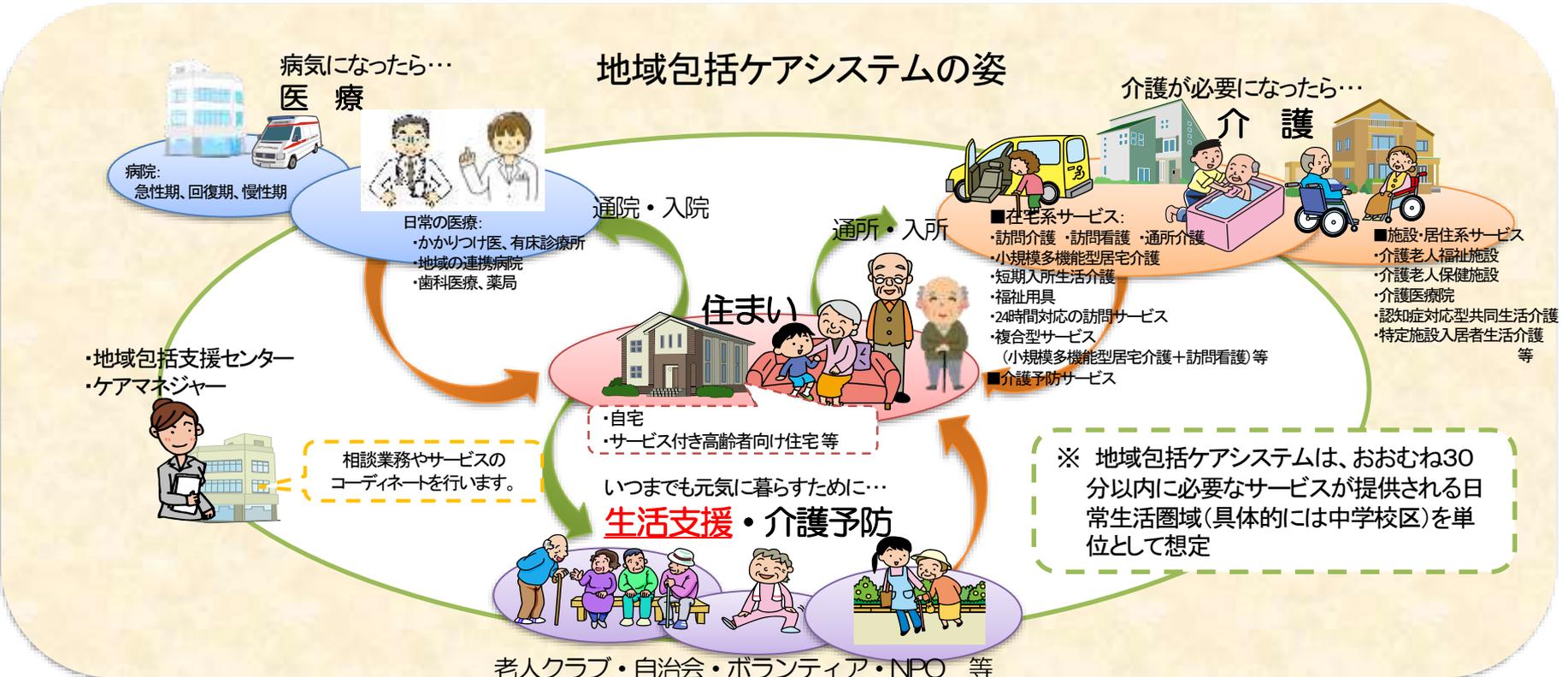
5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

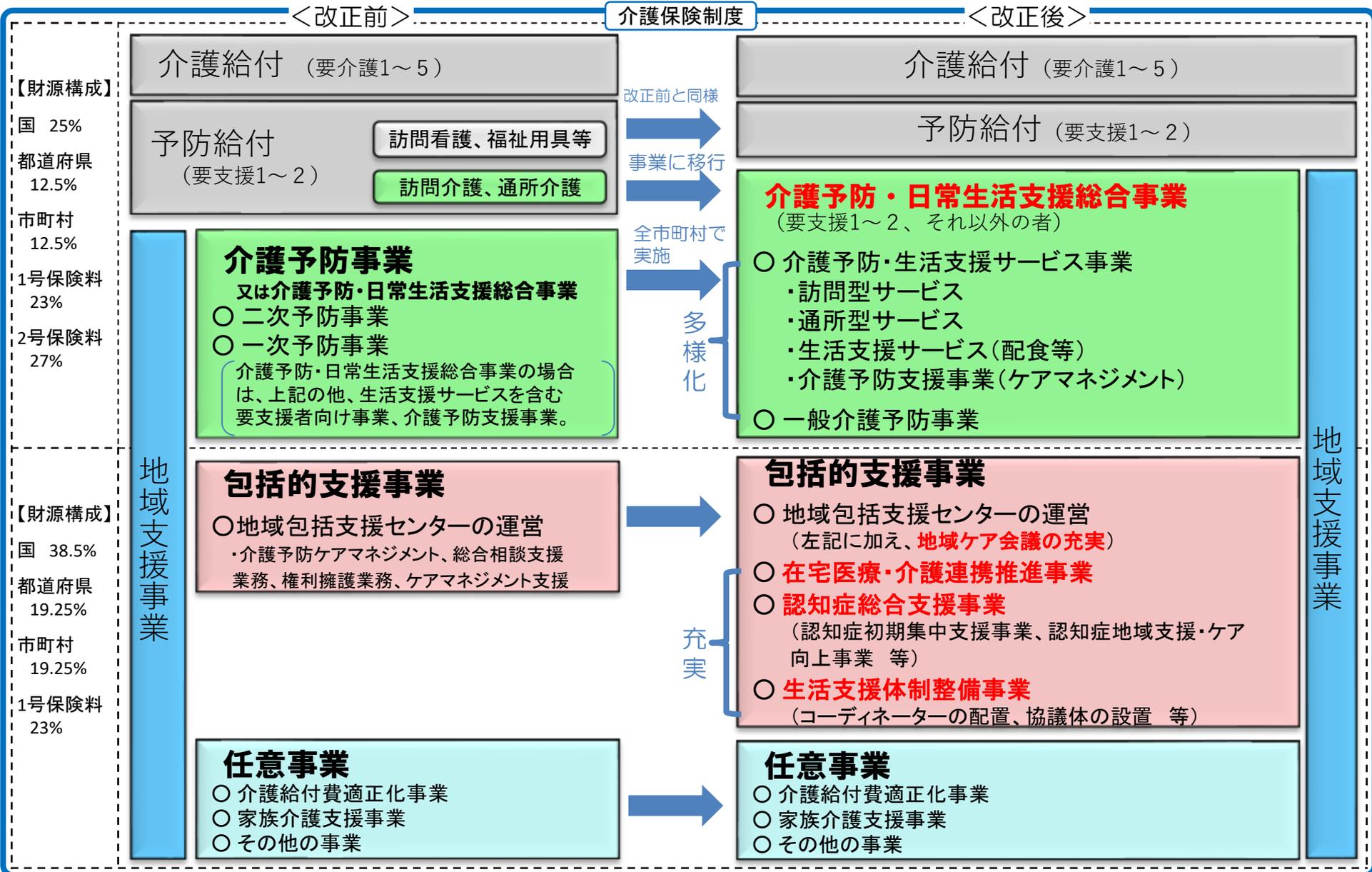
※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



新しい地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)



総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

(1) 総合事業の趣旨

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

(2) 背景・基本的考え方

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

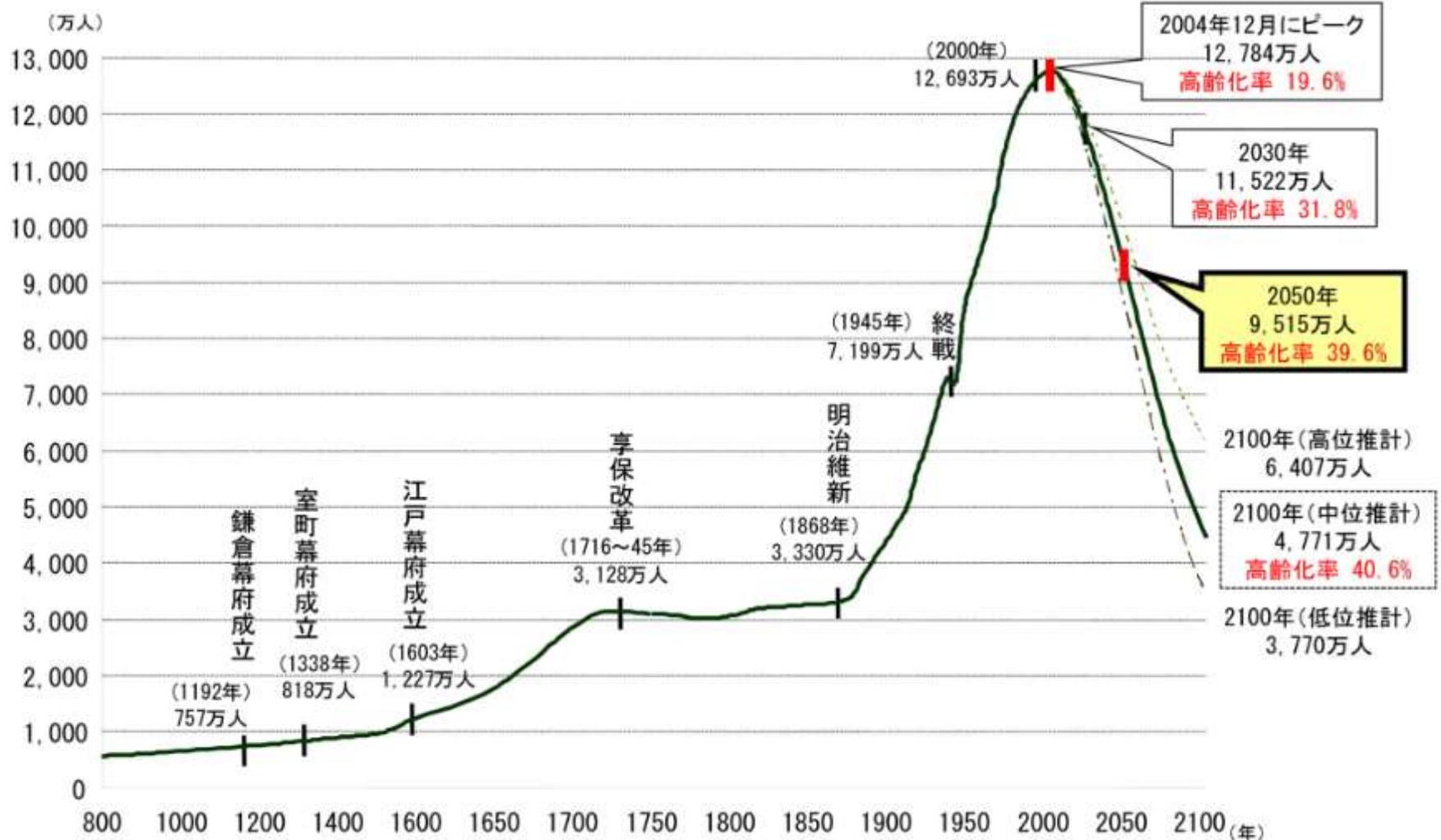
ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でも類を見ない、極めて急激な減少。

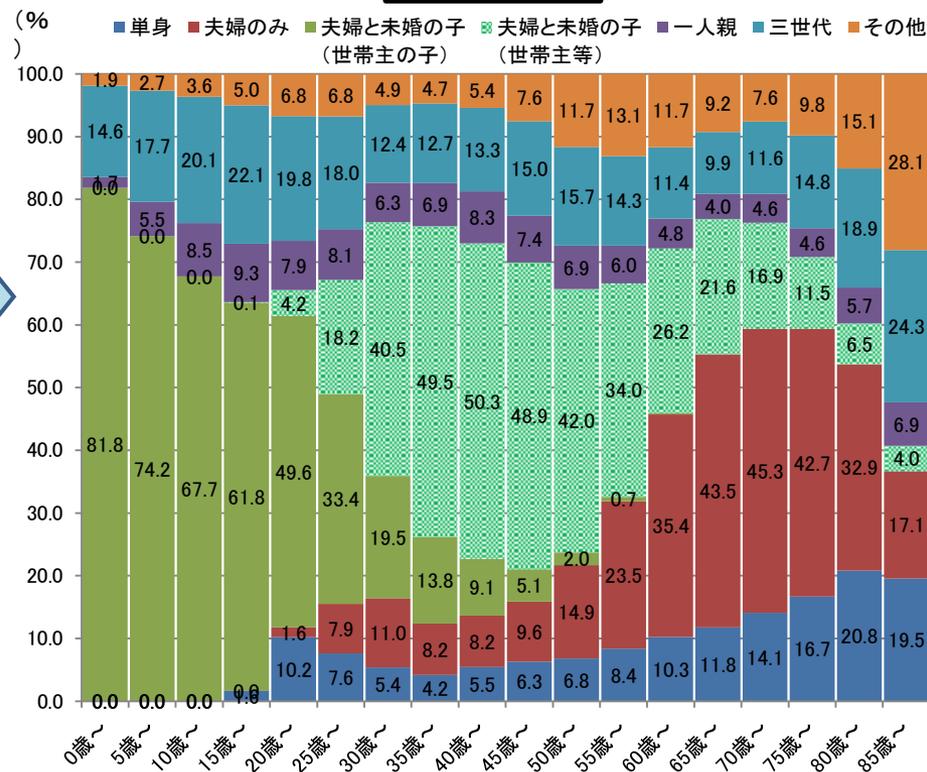
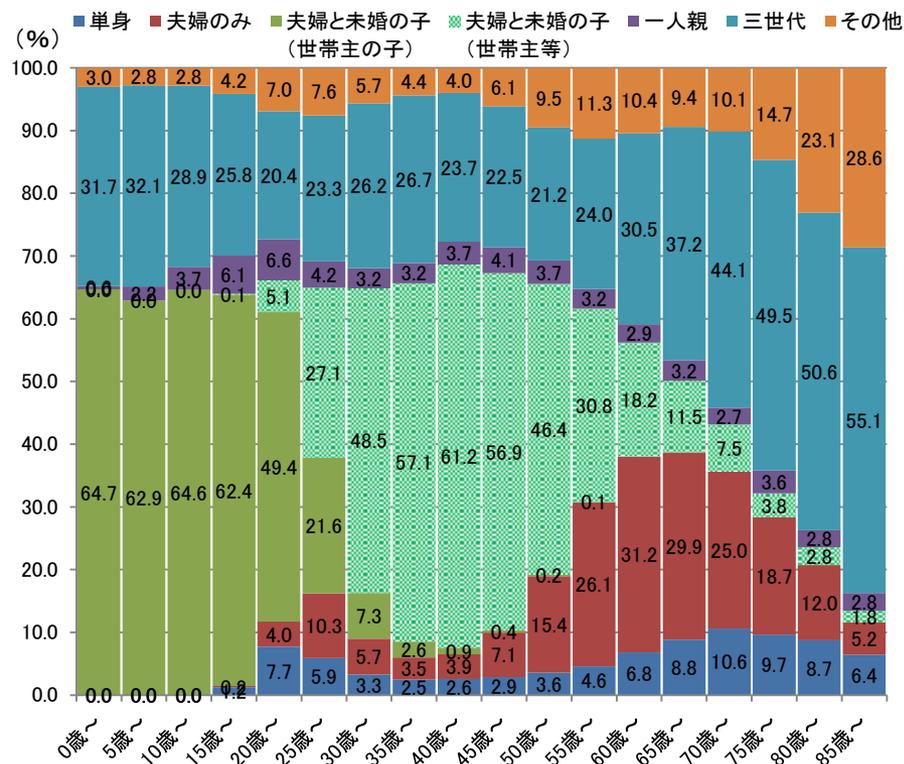


年齢階級別・世帯構造別の世帯員構成割合

- 年齢階級別・世帯構造別の世帯員構成割合をみると、全体的な傾向として、「三世帯世帯」に属する者の割合が減少している一方、「単身世帯」や「夫婦のみ世帯」、「ひとり親世帯」に属する者の割合が増加している。
- 特に、60歳以上で、「三世帯世帯」に属する者の割合が大きく減少し、「単身世帯」や「夫婦のみ世帯」に属する者の割合が顕著に増加している。
- また、25～49歳で両親と同居する未婚者の割合が顕著に増加している。

1985年

2012年



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室作成

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、**個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)**している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、**個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。**

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、**未婚化が進行するなど家族機能が低下**
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる**日本型雇用慣行が大きく変化**
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で**地域社会の担い手が減少**しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、**地域社会の持続そのものへの懸念**が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、**社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない**

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、**地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組**が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

誰もが役割を持てる「地域共生社会」について

- 地域共生社会の実現は、平成28年6月2日に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランに盛り込まれ、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」とされた。
- こうした福祉的な要素のみならず、「全ての人々が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される。」とされており、日本の経済成長の隘路である少子高齢化に真正面から立ち向かうための広義での経済政策としての方向性も併せ持った考え方である。



地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

地域共生社会の実現

○地域住民が抱える課題が**複雑化・複合化(8050世帯、ダブルケア等)**。

▼高齢、子ども、障害等の属性別の従来の支援体制→**複合課題や狭間のニーズへの対応が困難**。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動き

→各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

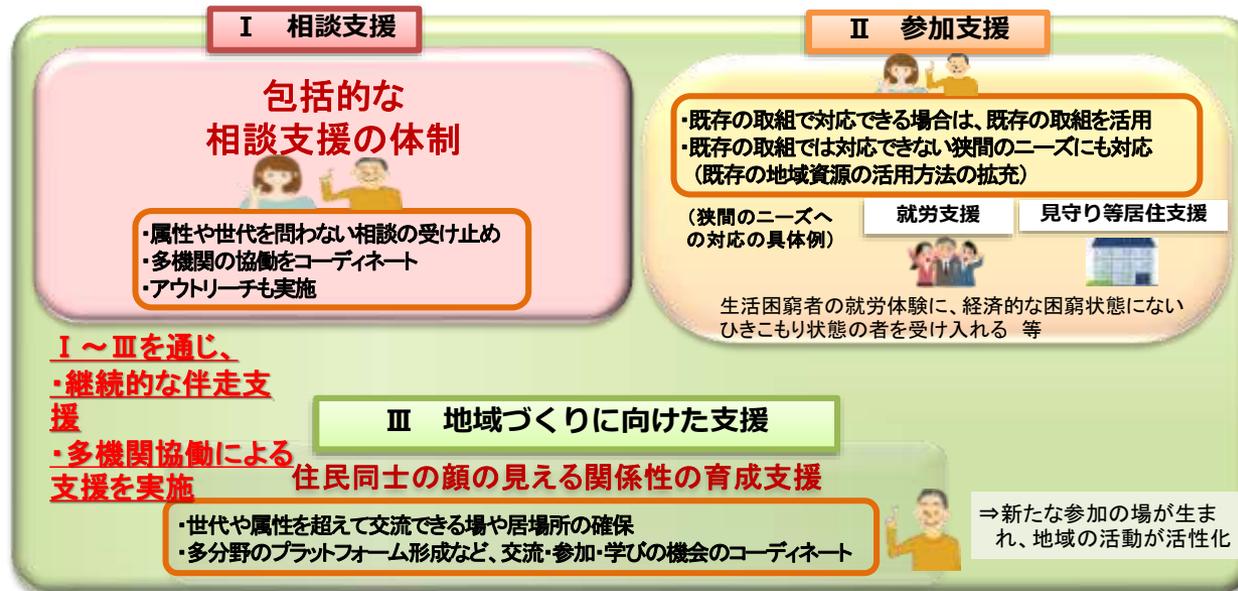
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○新たな事業は実施を希望する**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

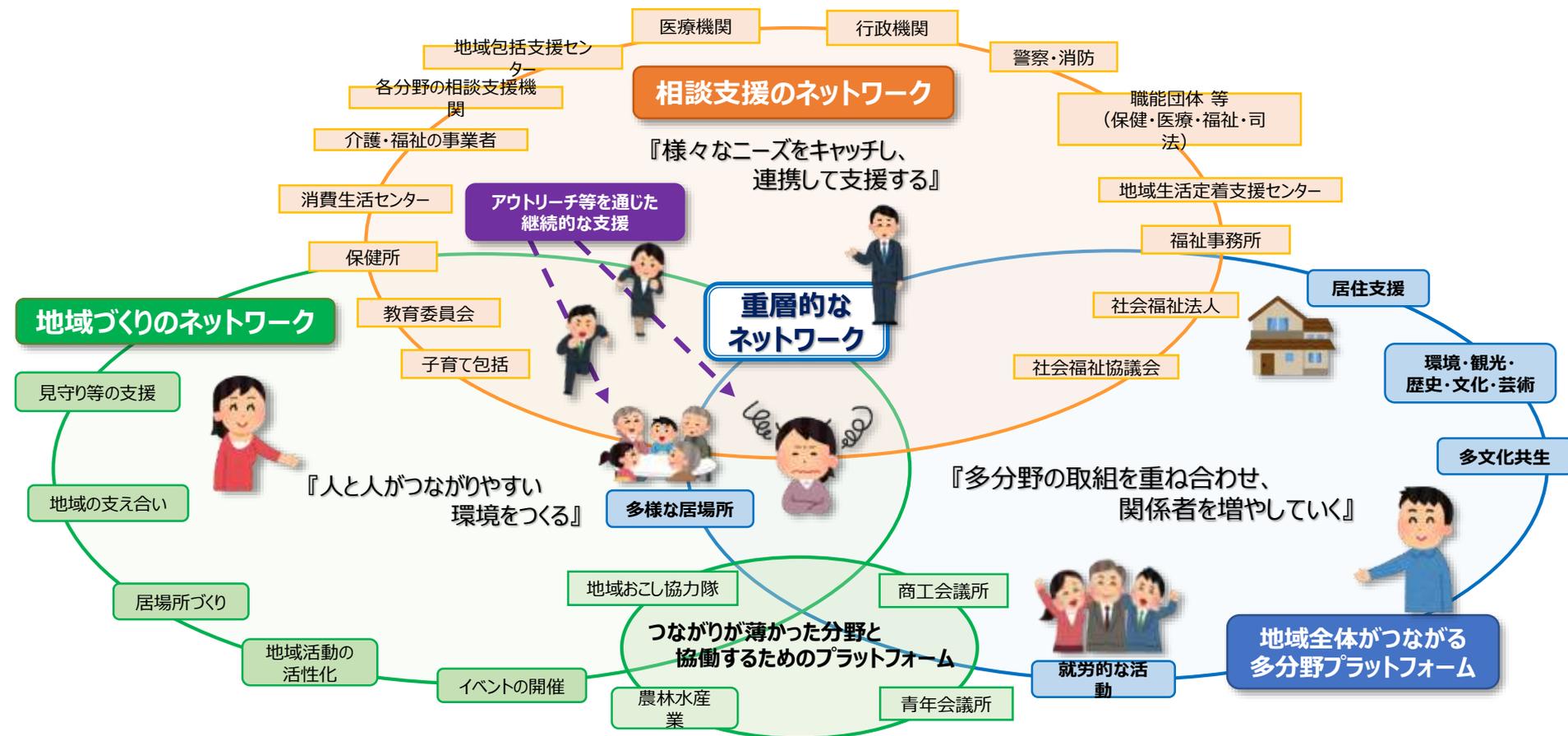
○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

重層的支援体制整備事業 (令和3年4月1日施行)



「暮らしを支える重層的なネットワーク」の構築について（イメージ）

- 地域での暮らしにおける複雑化・複合化した課題を支えるため、以下のような暮らしを支える包括的なネットワークの構築が求められます。
 - ・ 分野を超えて、**より円滑な連携**が可能な「多機関・多職種による相談支援のネットワーク」
 - ・ 日々のつながりの中で、地域における課題が深刻化するまえに**早期に発見・対応**し、安心して暮らせる「地域を豊かにするネットワーク」の充実
 - ・ 多機関・多職種と地域のネットワークとつながり、関係者を増やしつつ、**あらゆる人の役割や活動の場**を広げる「地域全体がつながる多分野プラットフォーム」の構築
- これまで各分野ごとに取り組んできた多様な取組を重ね合わせることで、**市町村全体がチーム**として機能することは、多様な相談や支援の経路を拡張するとともに、暮らしにおける安心感を生み、社会・経済の活性化にも好循環を生みます。



臼杵市における令和3年度の生活支援体制整備事業の展開について

- 令和3年度の生活支援体制整備事業の展開において、地域におけるつながりや支え合いの活動をさらに推進していくことを目指し、従来の「生活支援コーディネーター」に加えて、「就労的活動支援コーディネーター」を配置しています。
- 就労的活動支援コーディネーターは、生活支援コーディネーターとしての役割を兼ねつつ、就労的な活動を切り口に、**高齢者の社会参加に着目した活動を支援**していく役割を持っています。
- この就労的活動支援は、一般就労や福祉的就労を目指す「就労支援」とは異なり、「**ちょっとした作業等（就労的な活動）**」の**機会を増やす**ことにより、既存の「運動」や「交流」といった既存の地域活動に興味や関心を持ちにくかった方々にも新たな選択肢を増やし、人や社会とのつながりを通して「自立支援と介護予防（介護保険制度の理念）」の実現を目指した取組の一つです。
- また、こうした地域活動への参加促進は、対象者を高齢者に限定せず、**多様な人々が参加しやすい環境を整える**ことによって、地域住民が主役となった活動の展開が可能になり、地域に生きがいや役割・活躍の場があり、安心感を持って、生き生きと暮らせる地域づくりへとつながっていきます。

生活支援体制整備事業

生活支援 コーディネーター



地域での生活上の課題等をキャッチし、住民が主役となった活動を支援していくことにより、地域における支え合いを推進する。

就労的活動支援 コーディネーター

社会参加に着目した就労的な活動等を支援し、高齢者を中心とした役割や活躍の場を増やしていく



地域ケア会議や協議体による組織的なバックアップ

白杵市における地域支援事業の展開について（イメージ）

- 介護保険制度において、介護及び予防の給付以外は「地域支援事業」に分類される。
※ 地域支援事業～介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）、包括的支援事業（地域包括支援センターの運営、地域ケア会議推進事業）、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、任意事業（介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業）
- 介護保険法の理念は「介護予防と自立支援」であり、**手段として地域支援事業を利活用**することで、「地域に生きがいや役割・活躍の場があり、年齢を重ねても安心感を持つことができ、生き生きと暮らせる環境づくり」を展開することが求められる。
- それぞれの事業に関わる関係者同士がつながり、人と活動、活動と活動がつながり、協働しやすい環境や取組を推進する。「人」と「場」の機能が重要であり、既存の人的資源や意見交換の場などを利活用しつつ、**白杵市全体が一つのチームとして機能**することを目指す。

多職種
の連携
による
包括的
な支援
体制

在宅医療・介護連携推進事業

医療や介護等の幅広い職種や機関の関係者が認識を共有し、今後の白杵市のあるべき姿に向けた協働の体制を構築し、切れ目のない支援の提供体制を整備する。

地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討、課題に応じた施策立案に基づき、情報共有、関係者の相談支援、普及啓発、医療圏域や隣接する市町村との連携体制等の必要な取組を展開する。



医療・介護の関係者
(Z会議)

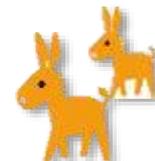
地域に生きがいや
役割・活躍の場があり、
安心感を持って、
生き生きと暮らせる
環境づくり

認知症地域支援推進員

市町村とともに地域を後方支援し、地域での認知症への理解を深化させるとともに、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等を認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを構築する。

認知症初期集中支援チーム

社会から孤立している状態にある人への対応も含め、複数の専門家によるチームで、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化する。



認知症サポーター/
チームオレンジ

認知症総合支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、白杵市民に必要な支援（訪問・通所型の短期集中サービス等）の体制を構築する。



介護予防サポーター

一般介護予防事業

把握、普及啓発、通いの場、評価、専門職派遣等の幅広メニューを活用することで、介護予防（自助）と生活支援（互助）といった市民の力を活かした活動展開が可能な体制を構築する。



生活支援

コーディネーター

地域での生活上の課題等をキャッチし、住民が主役となった活動を支援していくことにより、地域における支えあいを推進する。



就労的活動支援

コーディネーター

社会参加に着目した就労的な活動を支援し、高齢者を中心とした役割や活躍の場を増やしていく。



地域ケア会議、及び協議体等による組織的なバックアップ

地域のつながり等による心豊かな生活環境

白杵市における「共生と備え」の考え方について（イメージ）

- 白杵市における政策等において「予防」という表現を使用する際には、望ましくない状態を防ぐ「防止」とは異なり、誰もが抱えるリスクに対して、あらかじめ対策を講じておくことを指しています。
- 感染症、社会的孤立、疾病、介護、認知症、虐待等の誰もが抱えるリスクへの対策は、将来への備えとしての正しい知識と理解が重要です。
- こうした誰もが抱えるリスクは、一人ひとりの行動や習慣のみに起因するものではなく、個人差や置かれた環境等の様々な要因が絡んでおり、確実に避けることは困難です。
- そのため、何らかのリスクが生じたとしても、尊厳と希望をもって安心して暮らせるよう、状態が深刻化しないための備えだけでなく、適切なサポートが受けられる体制、正しい知識と理解に基づく周囲の受容といった生活を取り巻く環境を整えておく、「備え」の前提としての「共生」の考え方の普及や環境づくりが求められます。
- 他者が置かれた環境に気を配り、できる範囲で補いつつ、見守っていくといった「共生と予防」のまちづくりは、地域における他者とのつながりから心豊かな関係性を生み、日々の暮らしに安心感をもたらすとともに、地域を活性化し、白杵市が暮らしやすいまちであり続ける原動力となります。

共生

- ・ 正しく知り、受け入れる
- ・ できる範囲で、目配り、気配り、心配りを続ける
- ・ 白杵市の将来を意識する



暮らしやすいまちであり続けるための
つながりの循環

備え

- ・ 正しく知り、事前にイメージや選択肢を持っておく
- ・ 地域や専門職等とのつながりを持っておく

白杵市における「参画と協働」の考え方について（イメージ）

- 白杵市が「心豊かで、笑顔のゆきかうまち」であり続け、安心して暮らすことができ、暮らしを取り巻く様々な社会・経済活動の基盤が持続的に発展していくためには、地域での暮らしを構成する多様な主体が集えるプラットフォーム（地域のネットワークの基盤になる場）が必要となります。
- プラットフォームに立場や経験の違いを超え、多様な人々が集まることで、様々な情報が集まり、困りごとなどの地域のニーズ、それを解決するための具体的な方策などを持ち寄り、一緒に考え（参画）、活動する（協働）ことで、より心豊かなまちづくりが進展します。
- こうした活動は、必ずしも話し合いや活動などに加わるだけでなく、イベント等に参加し盛り立てる、フードバンクなどの様々な活動に寄付すること等も「参加と協働」の一つの形です。
- 白杵市は、私たちがこれからも暮らす生活の基盤であるとともに、未来の子どもたちに託していくまちでもあります。より多くの市民がまちづくりに関心を寄せ、地域の将来を見据え、できる範囲で可能なことを持ち寄ることは、白杵市の将来を豊かにしていきます。

参画

- ・ 現在の状況を共有する
- ・ 地域の将来を見据え、一緒に考える
- ・ 必要なこと、可能なことを提案する
- ・ 行事への参加など多様な方法がある



協働

- ・ 方向性を共有し、一緒に活動する
- ・ 考え方等の違いを否定しない
- ・ それぞれの立場等の違いを尊重する
- ・ 寄付など多様な方法がある

白杵市の将来に備える「共生のまちづくり」の理念について（イメージ）

- 白杵市における共生のまちづくりは、「つながり支えあい、多様な人々が地域で共に生きていく」ことに加え、「生活基盤としての白杵市という地域と共に生きていく」という2つの考え方を含んでいます。
- 多様性を認め、受け入れ、それぞれの人が力を発揮できるまちづくりは、幸せや心の豊かさを実感できる生活の基盤を強固にし、暮らしを取り巻く様々な社会・経済活動の基盤の持続的発展にもつながります。
- 風土や文化の継承、災害時への備え、温かい心といった「白杵の将来を担う子どもたちに胸を張って継承できる白杵市」を残していくため、白杵市での暮らしを構成する多様な主体が目指す方向性を共有し、「参画と協働」を重視することにより、行政、医療・保健・介護・福祉、教育、環境、経済等を包含したライフステージを通じて切れ目のない、安心して暮らせる環境づくりが望まれます。

【白杵市まちづくり基本条例（自治基本条例）の前文より抜粋】

「生まれて」「育って」「住んで」「働いて」良かったと思える心豊かな、笑顔がゆきかう白杵市を、市民が主体となって次世代に確実に引継ぎ、発展させていくことをめざします。



乳幼児期・学童期・青年期・中年期・壮年期・高齢期を通じ、切れ目なく安心できる生活環境の整備